

輸出入申告の提出先部門等一覧

(本関及び本関出張所：平成29年7月1日～)

官署	提出部門	部門コード (システム設定)	区分	代表統番 (税番)
本 関	通関総括第1・2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～ <u>第7部第40類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906～9907、9909～9923、9930～ <u>9938</u> 、9955～ <u>9958</u> 、9981
	通関第2部門	02		<u>第8部第41類～第15部第83類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9802、9905、9908、9924～9929、 <u>9939～9952</u> 、 <u>9959～9963</u> 、9982
	通関第3部門	03		第16部第84類～第21部第97類、第22部 (特殊取扱品)、9803、9953～9954、9983、 <u>プラント扱い貨物</u>
	夜間・休日通関窓口	88		全品目 (執務時間外に申告するものに限る。)
	収納課	05		
六甲アイランド*	通関総括第1・2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～ <u>第7部第40類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906～9907、9909～9923、9930～ <u>9938</u> 、9955～ <u>9958</u> 、9981
	通関第2部門	02		<u>第8部第41類～第15部第83類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9802、9905、9908、9924～9929、 <u>9939～9952</u> 、 <u>9959～9963</u> 、9982
	通関第3部門	03		<u>第16部第84類～第21部第97類、第22部 (特殊取扱品)、9803、9953～9954、9983、</u> <u>プラント扱い貨物</u>
	通関第4部門	04		マニュアル申告
	航空通関部門	11		第1部第1類～第21部第97類、第22部 (特殊取扱品)、9801、99類 (神戸航空貨物ターミナル内に蔵置される貨物に係る輸出入申告に限る。)
	収納課	20	輸 入	定率法第16条
摩 耶	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～第6部第38類、第15部第72類～第21部第97類、第22部 (特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906～9907、9909～9923、9930～9937、9945～9957、9961～9963、9981、 <u>プラント扱い貨物</u> 、定率法第16条、第20条
	通関第2部門	02		第7部第39類～第14部第71類、第22部 (特殊取扱品)、9802、9905、9908、9924～9929、9938～9944、9958～9960、9982
	特別審査官	10		マニュアル申告
ホートアイランド*	通関総括第1・2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～ <u>第7部第40類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9801、9901～9904、9906～9907、9909～9923、9930～ <u>9938</u> 、9955～ <u>9958</u> 、9981
	通関第2部門	02		<u>第8部第41類～第15部第83類</u> 、第22部 (特殊取扱品)、9802、9905、9908、9924～9929、 <u>9939～9952</u> 、 <u>9959～9963</u> 、9982
	通関第3部門	03		<u>第16部第84類～第21部第97類、第22部 (特殊取扱品)、9803、9953～9954、9983、</u> <u>プラント扱い貨物</u>
	通関第4部門	04		マニュアル申告
	収納課	20		輸 入

- (注) 1. 第98類とは、定率法第14条第18号(1万円以下のもの)をシステム処理するためのシステム用HSコードである。
2. 第99類とは、少額輸入貨物(課税価格の合計が20万円以下)をシステム処理するためのシステム用HSコードである。
3. 下線部分が変更・追記箇所を表わす。